2023年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答 案 構 成

意 匠

0001312226737
ML22673

答案構成

問題Ⅰ⑴について

１．理由：意に反する公知（３条１項２号、４条１項）

∵　意匠登録を受ける権利の譲渡後に乙が無断で出品したことで、パンフレットに写真が掲載

公知日から１年以内に出願（60 条の６第１項、ジュネーブ 10 条⑵、４条１項）

イは３条１項２号に非該当（４条１項）

２．結論：意見書の提出（19 条、特 50 条、ジュネーブ 12 条⑶⒝）

→　新規性喪失の例外の規定（４条１項）の適用により意匠登録を受けられる旨を主張立証

問題Ⅰ⑵について

１．甲が丙に対して行使しうる権利

⑴　補償金請求権の発生要件

①　丙は実施

②　国際公表

③　警告

⑵　補償金請求権が発生（60 条の 12）

２．留意事項

⑴　行使は意匠権の設定登録後（特 65 条２項準用）

⑵　国際公表後に甲の国際意匠登録出願が放棄等されたときは、当該請求権は、初めから生じなかったものとみなされる（特 65 条５項読替準用）

⑶　意匠権の設定の登録の日から３年間行使しないとき等は時効消滅（民 724 条読替準用）

問題Ⅰ⑶について

１．意匠権の侵害の検討

あてはめ：２条２項１号かっこ書

結論：丁の行為は、「輸入」に該当し意匠権イの侵害（23 条）

２．属地主義に反するか

結論：反しない

理由：当該行為のうち、日本国内に到達する時点以降を捉え、国内における行為として規定するものであり、日本の意匠権の効力を日本の領域外に及ぼすものでないから

無断複製・頒布を禁じます

問題Ⅱ設問⑴について

１．従来、法上の物品は「有体物たる動産」を意味（２条１項）

→　建築物等の不動産は同一物を量産できないため、工業上利用可能性がないものとして拒絶（３条１項柱書、17 条１号）

２．しかし、空間デザインを重視する等、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなるため、建築物のデザインを意匠権で保護する必要性

３．そこで、令和元年改正により、２条１項の定義に建築物が追加

→　建築物の意匠について、同一のものを複数建築し得る場合は工業上利用可能性があると解することとした

問題Ⅱ設問⑵について

１．既存設備保護の観点、公平の観点（先使用権の趣旨）

２．大規模リゾートホテルの建築は、予め資材等を買い備えるものではなく、かつ、意匠イは、業者を選定するために複数の業者に対して設計図等を提示するという行為により客観的に認識されうる態様、程度において表明（最判Ｓ61. 10. 3「ウォーキングビーム式加熱炉事件」）

３．結論：即時実施の意図を有し、客観的に認識しうる態様、程度において表明されているといえる

無断複製・頒布を禁じます